

総合事業移行スケジュール(案)

【総合事業】

サービスの種別	27年度									28年度										
	1月上	1月中	1月下	2月上	2月中	2月下	3月上	3月中	3月下	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
訪問介護員等によるサービス及び通所介護事業者の従事者によるサービス	準備 ・事業内容の決定 ・報酬単価の決定			説明会 ・地域包括 ・事業所 ・介護支援 専門員			準備 ・チェックリスト等の流れ ・介護保険システム対応の確認 ・対象者の把握			事業実施 ・訪問介護員等によるサービス及び通所介護事業者の従事者によるサービス実施 ・みなし指定										
訪問型・通所型サービスC (保健・医療の専門職により提供される3～6か月の短期間で行われるサービス)										事業実施 ・市の専門職によるサービス開始 ・委託等の事業所検討及び指定										
訪問型・通所型サービスA (緩和基準サービス)							準備 ・緩和の基準設定 ・報酬単価の決定			説明会 ・地域包括 ・事業者			事業実施予定 ・基準緩和サービス実施 ・新規事業所指定							
訪問型・通所型サービスB (住民主体サービス)							準備 ・補助基準の設定 ・活動団体の把握、調整、育成			説明会 ・地域包括 ・事業者			事業実施予定 ・住民主体サービス実施 ・団体の育成、支援							
訪問型サービスD (移動支援)										事業実施検討 ・実施団体調整 ・ボランティア育成										
介護予防ケアマネジメント	準備 ・報酬単価の決定			説明会 ・地域包括 ・事業所等			準備 ・国保連調整 ・チェックリスト～ケアマネジメント確認			事業実施 ・訪問介護員等によるサービス及び通所介護事業者の従事者による対象者に、ケアマネジメントAを実施 ・ケアマネジメントB、ケアマネジメントCの検討										
その他の生活支援サービス										事業実施検討 ・実施サービス内容検討										
一般介護予防事業										事業実施 ・従来の一、二次予防事業を区別せず実施(介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業等)										

